



第1章 計画の基本的な考え方 (本編 P1~)

- 1 計画策定の趣旨
 - ・家庭の養育力の低下などにより、子ども・若者がかかえる問題が複雑化、多様化
 - ・市民や地域、企業等が一体となって子ども施策を総合的・計画的に推進するため
- 2 計画の位置付け
 - ・第6次宇都宮市総合計画の分野別計画(子育て・教育・学習)・SDGsへの貢献(17ゴールのうち、ゴール1, 3, 4, 5, 8, 10, 16, 17)
 - ・次世代育成支援対策推進法や子供・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策に関する法律に基づく市町村行動計画
- 3 計画の範囲
 - 子どもや若者、子育て家庭、地域、企業などすべての人と団体(子ども・若者:0歳からおおむね39歳)
- 4 計画の期間
 - 2020(令和2)年度から2029(令和11)年度までの10年間(5年目の2024年度に中間見直し)

第2章 国の動向や本市の現状等を踏まえた課題 (本編 P5~)

- 1 国等の動向と課題
 - ・「ニッポン一億総活躍プラン」⇒ **子育てしやすい環境整備**, **すべての子どもが希望する教育を受けられる環境整備**
 - ・「少子化社会対策基本法」, 「少子化社会対策大綱」⇒ **若い年齢での結婚・出産の希望の実現**, **多子世帯への配慮**, **男女の働き方改革**
 - ・「子ども・若者育成推進法」, 「子ども・若者育成支援推進大綱」
 - ⇒ **すべての子ども・若者の健やかな育成**, **困難を有する子ども・若者やその家族の支援**
 - ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」, 「子供の貧困対策に関する大綱」
 - ⇒ **貧困の連鎖防止**, **妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目ない支援**, **支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭への配慮**
 - ・「児童福祉法」, 「児童虐待防止法」⇒ **児童虐待防止**, **子どもの権利尊重**

- 2 本市等の現状と課題
 - (1) 出生数・合計特殊出生率
 - ・出生数は減少傾向(10年間(H21→H30)で810人(15.7%)の減),
 - ・合計特殊出生率は目標未達(H29本市:1.50(目標:1.75), 国:1.43, 県:1.45)
 - (2) 結婚
 - ・婚姻件数は減少傾向(9年間(H20→H29)で665件(18.8%)の減), 平均初婚年齢は上昇傾向(10年間(H19→H29)で約1歳上昇)
 - (3) 妊娠・出産
 - ⇒ **結婚の希望をかなえる支援**
 - ・晩産化が進行(35歳~44歳で出産する人の増), 20歳代で出産する人が減少(約20年間(H7→H29)で半減)
 - ・「希望する子どもの数」は「2人」が最多(H20, H25の調査では「3人」が最多, 理由は精神・身体・経済的負担)
 - (4) 子育て世帯
 - ⇒ **安心して妊娠・出産できる支援**
 - ⇒ **仕事と生活を調和する社会づくり**
 - ・共働き世帯は増加傾向(約20年間(H12→H31)で202万世帯(30.2%)の増)
 - ・家事・育児等よりも仕事を優先(希望:家事(育児)優先が最多, 現実:仕事優先が最多)
 - (5) ひとり親世帯
 - ・ひとり親世帯数は増加傾向(20年間(H7→H27)で6,620世帯(57.0%)の増), 貧困率は約43.0%(国の調査結果)
 - (6) 未就学児
 - ⇒ **ひとり親家庭の自立に向けた支援**
 - ⇒ **教育・保育サービスの充実**
 - ・就学前児童数は減少傾向(10年間(H20→H30)で2,855人(9.6%)の減)
 - ・保育所等入所児童数は増加傾向(10年間(H20→H30)で2,107人(31.4%)の増)
 - (7) 障がい児
 - ⇒ **受け入れ環境の整備, 理解の促進**
 - ⇒ **医療的ケア児の保護者等への支援の充実**
 - ・療育手帳を所持する子どもの数は増加傾向(9年間(H21→H30)で1,379人(48.5%)の増)
 - ・特別支援学級の在籍児童数は増加傾向(11年間(H20→H31)で248人(46.3%)の増)
 - (8) 引きこもり
 - ⇒ **支援が届きにくい子ども・家庭への配慮**
 - ・15歳から39歳における引きこもりは対象年齢総人口の約1.5%存在(本市の人口換算:約2,000人)
 - (9) 貧困の連鎖
 - ⇒ **家庭の経済状況に左右されない教育機会の提供**
 - ・生活保護受給世帯の子どもの高校進学率の低迷(H30本市受給世帯:86.6%, 全世帯:98.8%)
 - ⇒ **家庭の経済状況に左右されない教育機会の提供**
 - ・生活保護受給世帯の子どもの大学進学率の低迷(H29全国受給世帯:35.3%, 全世帯:73.0%)
 - (10) 児童虐待
 - ⇒ **児童虐待の未然防止**
 - ・新規通告受付件数(児相受付分含む)は増加傾向(5年間(H26→H30)で202件(51.9%)の増)

- 3 「子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査」結果と課題
 - (1) 貧困の定義
 - ・ **経済的貧困(見える貧困)**: 世帯収入から見た貧困状態, いわゆる「相対的貧困」状態
 - ・ **関係性の貧困(見えにくい貧困)**: 親等との関係性から, 誰もが享受すべき物や教育, 経験, 人とのつながりなどが恵まれていない状態
 - (2) 主要な調査結果
 - ・「経済的貧困」にある家庭の子どもの割合(相対的な子どもの貧困率): 11.9%(国:13.9% ⇒ 2ポイント低い状況)
 - ・「経済的貧困」家庭の子どもの「関係性の貧困」になりやすく, 「経済的貧困」でない家庭にも「関係性の貧困」にある子どもが存在し, また, 家庭の経済状況に関わらず「関係性の貧困」にある子どもは, 自己肯定感(前向きな気持ちや考え方)が低い傾向にある。
 - ⇒ これまでの「経済的貧困」対策の継続に加え, 「**関係性の貧困**」を解消する対策を講じ, 「**貧困の連鎖防止**」を強化する必要がある。
 - (3) 調査結果から導いた「**貧困の連鎖防止**」に係る課題 ⇒ ①「**経済的貧困**」への支援 ②家庭学習の支援 ③体験機会への支援 ④生活習慣に対する支援 ⑤親への支援 ⑥地域全体で見守る支援

- 4 「子ども・子育て会議」からの主な意見(「子ども・子育て支援法」及び「児童福祉法」に基づく審議会からの意見聴取)
 - ・医療ケア児とその親への支援, 引きこもり・不登校とその親への支援 ⇒ **困難を抱える子どもやその親への支援**
 - ・企業に対する子育て面での働きかけ, 子育ての負担軽減に向けた支援 ⇒ **仕事と生活を調和する社会づくり, 教育・保育サービスの充実**
 - ・家庭と地域や学校, 支援団体等との連携強化, 困難を抱える子どもの地域での見守り ⇒ **地域全体で子育て家庭の見守りの充実・強化**

- 5 現行プランの評価
 - **基本理念の実現を目指す目標** 合計特殊出生率:1.75 ⇒ H29:1.50 であり, **達成は困難**
 - 【参考】 個々人の結婚や出産, 子育てについての希望がかなえられていない状況を踏まえ, 新たな少子化社会対策大綱においては, 「希望出生率1.8」の実現に向け, 国民が結婚や出産, 子育てに希望を見出せるとともに, 主体的な選択により, 若い世代が希望する時期に結婚でき, かつ, 希望する数の子どもを持てる社会をつくることを, 少子化対策における基本的な目標とするべき 【R元.12.23 第4次少子化社会対策大綱の策定に向けた提言】
 - **基本目標等の進捗** ⇒ **一部未達成**であるが, 計画全体としては順調
 - 基本目標Ⅰ** 次代を担う子どもたちや若者が心豊かにたくましく成長できる社会の実現 ⇒ **困難を抱える青少年支援の強化**
 - 基本目標Ⅱ** 結婚・妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会の実現 ⇒ **働き方の見直し等, ひとり親家庭支援の強化**
 - 基本目標Ⅲ** 地域全体で子育て・子育てを支えあう社会の実現 ⇒ **地域全体で見守る支援, 児童虐待の未然防止・重篤化の抑制**

- 6 課題の整理
 - ◆ **継続的に取り組む主な課題**
 - 子どもの権利尊重, 希望する教育を受けられる支援
 - 結婚の希望をかなえる支援, 安心して妊娠・出産できる支援
 - 「経済的貧困」への支援, ひとり親や多子世帯など困難を抱える家庭への支援
 - 教育・保育サービスの充実
 - 仕事と生活を調和する社会づくり
 - ◆ **本市の実態等を踏まえ対応を強化すべき課題**
 - ア) **貧困の連鎖防止**(「**関係性の貧困**」解消策の強化)
 - 家庭学習の支援, 体験機会への支援, 生活習慣に対する支援, 親への支援, 地域全体で見守る支援
 - イ) 医療的ケア児や引きこもりなど「**支援が届きにくい子ども・家庭**」への支援
 - ウ) **児童虐待の未然防止・重篤化の抑制**

第3章 基本理念と基本目標 (本編 P34~)

<基本理念>
 すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく, 夢や希望をもって心身ともに健全に成長できるとともに, すべての子育て家庭が安心して子どもを生み育てることができる「**子育て**」・「**子育て**」の未来都市うつのみやを目指します。

<目標値>
 「希望出生率※」 現状(H25):1.72 → 目標(R11):1.72以上を目指す
 ※若い世代における結婚, 妊娠・出産, 子育ての希望がかなうとした場合に想定される出生率

<基本理念が実現された姿(理想像), 基本目標>

【子ども・若者】

- ・年齢や発達に応じて, ふさわしい環境で養育されています。
- ・自主的・主体的に活動し, 心身ともに健やかに育っています。

基本目標Ⅰ 子どもや若者が心身ともに健全で夢や希望を持って成長できる社会の実現

【子育て家庭】

- ・結婚や家庭・子どもを持つことに夢や希望を描いています。
- ・妊娠や出産の精神・身体・経済的負担などが軽減され, 安心して子どもを産み育てています。

基本目標Ⅱ 結婚・妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会の実現

【地域・企業】

- ・年齢や発達の程度に応じて, 子どもの権利を尊重できる社会環境が整っています。
- ・地域社会全体で, すべての子どもや子育て家庭が夢や希望を持って安心して暮らすことができるよう, 支えあっています。

基本目標Ⅲ 地域全体ですべての子どもや若者, 子育て家庭を支えあう社会の実現

基本目標	基本施策	重点事業 (【新】: 新プランで初めて掲載する継続事業を含む)												
基本目標Ⅰ 子どもや若者が心身ともに健全で夢や希望を持って成長できる社会の実現 <目標指標> ■ 「子ども・若者の健全育成環境の充実」に対する市民満足度 <table border="1"> <tr><td>H30</td><td>⇒</td><td>R6</td></tr> <tr><td>33.3%</td><td>(+6.0ポイント)</td><td>39.3%</td></tr> </table> ■ 青少年総合相談の受付において、支援機関につなぎ、支援が開始されるなど、相談が完了した人数 <table border="1"> <tr><td>H30</td><td>⇒</td><td>R6</td></tr> <tr><td>年間 39 人</td><td>(+18 人)</td><td>年間 57 人</td></tr> </table>	H30	⇒	R6	33.3%	(+6.0ポイント)	39.3%	H30	⇒	R6	年間 39 人	(+18 人)	年間 57 人	1. 子どもの心豊かで健やかな成長の支援 <目標指標> ■ 「こんにちは赤ちゃん事業」の訪問面接率(92.8%(H30)⇒100%(R6)) ■ 幼児健康診査の受診率(96.4%(H30)⇒100%(R6)) ■ 毎日、朝ごはんを食べている児童生徒の割合(小 6:94.7%, 中 3:93.2%(H30)⇒100%(R9))	<ul style="list-style-type: none"> こんにちは赤ちゃん事業の推進 乳幼児健康診査の推進 学校教育における食育の推進
H30	⇒	R6												
33.3%	(+6.0ポイント)	39.3%												
H30	⇒	R6												
年間 39 人	(+18 人)	年間 57 人												
基本目標Ⅱ 結婚・妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会の実現 <目標指標> ■ 「子育て支援の充実」に対する市民満足度 <table border="1"> <tr><td>H30</td><td>⇒</td><td>R6</td></tr> <tr><td>29.9%</td><td>(+4.8ポイント)</td><td>34.7%</td></tr> </table> ■ 3月1日現在の待機児童数 <table border="1"> <tr><td>H30</td><td>⇒</td><td>R6</td></tr> <tr><td>102 人</td><td>(各年 0 人)</td><td>0 人</td></tr> </table>	H30	⇒	R6	29.9%	(+4.8ポイント)	34.7%	H30	⇒	R6	102 人	(各年 0 人)	0 人	2. たくましい子どもの育ちと若者の自立の支援 <目標指標> ■ 放課後子ども教室の実施校区数(53 校区(H30)⇒全小学校区(R6)) ■ 学校が小中一貫教育等に取り組んでいると思う保護者の割合(87.6%(H30)⇒93.0%(R6)) ■ 新規に相談に繋がった引きこもりに関する相談人数(25 人(H30)⇒43 人(R6)) ■ 将来の進路や職業に希望を持って学習している中3生徒の割合(83.1%(H30)⇒87.3%(R6))	<ul style="list-style-type: none"> 宮っ子ステーション事業(放課後子ども教室事業)の充実 「小中一貫教育・地域学校園」の推進 青少年の総合相談事業の推進 キャリア教育の充実 子どもの体験・経験機会の充実のための支援の実施【新】 ひきこもり本人・家族の居場所づくり事業に対する支援の実施【新】
H30	⇒	R6												
29.9%	(+4.8ポイント)	34.7%												
H30	⇒	R6												
102 人	(各年 0 人)	0 人												
基本目標Ⅲ 地域全体で すべての子どもや若者、子育て家庭を支えあう社会の実現 <目標指標> ■ 「子どもを守り育てる支援の充実」に対する市民満足度 <table border="1"> <tr><td>H30</td><td>⇒</td><td>R6</td></tr> <tr><td>26.1%</td><td>(+9.0ポイント)</td><td>35.1%</td></tr> </table> ■ ファミリーサポートセンター延べ利用人数 <table border="1"> <tr><td>H30</td><td>⇒</td><td>R6</td></tr> <tr><td>13,580 人</td><td>(+6,600 人)</td><td>20,180 人</td></tr> </table>	H30	⇒	R6	26.1%	(+9.0ポイント)	35.1%	H30	⇒	R6	13,580 人	(+6,600 人)	20,180 人	3. 個別配慮が必要な子どもの健やかな発達の支援 <目標指標> ■ ここ・ほっと巡回相談事業における5歳児チェックリストの回答率(97.5%(H30)⇒100%(R6)) ■ 児童発達支援のサービス供給量(2,909 人(H30)⇒2,860 人(R2)) ■ 放課後等デイサービスのサービス供給量(10,222 人(H30)⇒14,130 人(R2))	<ul style="list-style-type: none"> ここ・ほっと巡回相談事業の推進 発達支援児保育・医療的ケア児保育の推進 居宅訪問型発達支援の充実【新】 通学・通所における移動支援の推進【新】 発達支援ネットワーク推進事業の推進
H30	⇒	R6												
26.1%	(+9.0ポイント)	35.1%												
H30	⇒	R6												
13,580 人	(+6,600 人)	20,180 人												
	4. 仕事と生活を調和する社会づくりの推進 <目標指標> ■ 女性活躍推進法に基づく一般事業行動計画を策定した企業数(61 社(H30)⇒125 社(R6)) ■ 結婚したいと思う人の割合(20 代)(64.5%(H30)⇒83.0%(R6))	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対するワーク・ライフ・バランスや女性活躍促進の取組啓発事業の推進 ママパパ学級の推進 結婚活動支援事業の推進 家族観や結婚観を醸成するための意識啓発の推進 												
	5. 安心して妊娠・出産できる支援の充実 <目標指標> ■ 産婦に占める産婦健診受診者の割合(90.0%(H30)⇒100%(R6))	<ul style="list-style-type: none"> 不妊治療費の助成 産後ケア等事業の実施【新】 妊産婦健康診査の推進【新】 												
	6. すべての子育て家庭を支援するための教育・保育サービスの充実 <目標指標> ■ 子どもの家・留守家庭児童会のクラス数(151 クラス(H30)⇒226 クラス(R6))	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育施設等による供給体制の確保、保育士確保の推進 教育・保育施設等への巡回指導支援の推進 宮っ子ステーション事業(子どもの家・留守家庭児童会事業)の充実 休日保育の充実【新】 												
	7. ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実 <目標指標> ■ ひとり親家庭に支給する児童扶養手当の一部支給家庭の割合(39.4%(H30)⇒45.4%(R6))	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進 自立支援給付金の支給 ファミリーサポートセンター利用料、病児保育利用者負担額の補助【新】 母子・父子自立支援員等による生活・就業等相談の充実 												
	8. 家庭や地域の養育力を向上するための支援の充実 <目標指標> ■ 子育てサロン登録者数(7,053 人(H30)⇒9,000 人(R4)) ■ ふれあいのある家庭づくり作品コンクール応募点数(845 点(H30)⇒1,200 点(R6))	<ul style="list-style-type: none"> ファミリーサポートセンター事業の充実 子育てサロン(地域子育て支援拠点事業)の実施 ふれあいのある家庭づくり事業の推進 園外活動時における交通安全対策の推進【新】 親と子どもの居場所づくりモデル事業の実施【新】 												
	9. 家庭に寄り添う支援による児童虐待の防止【新】 <目標指標> ■ 児童虐待による重度事案発生件数(市が支援しているもののうち、分離保護など児童相談所による専門的な対応を要する事案)(12 件(H30)⇒0 件(R6))	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童地域対策協議会(宇都宮市児童虐待防止等ネットワーク会議)を通じた児童虐待防止の啓発や事案への適切な対応 子ども家庭総合支援拠点(家庭児童相談室)の充実【新】 要支援児童健全育成事業の充実【新】 												
	10. 子どもの権利を尊重する意識づくりの推進【新】 <目標指標> ■ 友達の人権や気持ちを考えて行動している児童生徒の割合(94.1%(H30)⇒95.3%(R6)) ■ 学習や運動、文化・芸術活動などで自分が立てた目標を達成できるような家の人が応援してくれる児童生徒の割合(89.5%(H30)⇒92.5%(R6))	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利についての普及・啓発の推進 いじめゼロ運動の推進 人権擁護委員による小中学生への人権啓発活動の推進【新】 												

「子どもの貧困対策プロジェクト」(通称:『うつのみや子どもミルフィーユ(みる・feel you)プロジェクト』)
 (様々な主体が各々の役割を発揮し、「見る」感じ取る(feel)伴走型で重層的な見守りや支援を行うことで、子どもが「前向きな力」や「生きる力」など身に付けるべき力を積み重ね、健全に成長していくためのプロジェクト)



趣旨	施策体系	重点施策・事業
前プランより推進してきた「経済的な貧困対策の継続」とともに、将来的な貧困連鎖の予防策となる「関係性の貧困」の解消を図る対策を含め、現在から将来に渡る「子どもの貧困対策」を体系的にまとめ、総合的な「子どもの貧困対策プロジェクト」として位置付ける。 (「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年6月)における市町村計画を兼ねる)	I 経済的支援	母子父子寡婦福祉資金貸付事業、自立支援給付金の支給、ひとり親家庭支援手当
	II 学びの支援	奨学金貸付事業、就学援助事業、生活困窮世帯等への学習支援事業、スクールソーシャルワーカー活用事業
	III 健康を支える生活習慣の支援	食育の推進、要支援児童健全育成事業、親と子どもの居場所づくりモデル事業【新】
	IV 体験・経験の機会を得られる支援	宮っ子ステーション事業、青少年の居場所づくり事業、遊び・体験の場の提供、子どもの体験・経験機会の充実のための支援【新】
	V 親を支える支援	身近なところでの相談支援体制の充実及び情報の効果的な発信、親と子どもの居場所づくりモデル事業【新】
	VI 地域で支える支援	地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える施策の推進

- 推進体制**
行政だけでなく、家庭(子どもの保護者)、事業者、支援団体など、子育て・子育てに関する全ての主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携、協力しながら、一体的に取組を推進します。
- 計画の進行管理**
本計画の着実な推進を図るため、子ども・子育て会議(外部会議)や子育て・子育て推進委員会(庁内会議)において、計画の進捗状況の確認や評価などの進行管理を行っていきます。

資料編

- 「子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査」(H30 実施)の概要等
 - ・子どもと親、若者(合計 9,500 人)を対象としたアンケート調査
 - ・地域の民間支援団体や子育て支援者などとの意見交換
- 本市における子どもの健全育成「施設機能」
 - ・拠点施設、地域の居場所 など